

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度A I 観光案内コーナー運用業務
発注課	経済観光局観光・M I C E 推進部観光・M I C E 推進課
選定事業者	株式会社ティファナ・ドットコム
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>A I 観光案内コーナーは、令和6年度に実施した公募型企画競争により選定された上記事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができる者は上記事業者のみである。</p> <p>上記事業者以外の者が本業務を実施しようとする場合、新たにシステム構築を行った上で、札幌観光に関する学習を一から行う必要が生じるなど、改めて整備コストを要することになる。</p> <p>また、本業務の主たる機能であるA I 技術を活用した応対機能は、利用者との応対を積み重ねることで、観光客が求める情報を学習し、精度の向上が図られるものである。</p> <p>そのため、観光客の満足度向上につなげるための効果的な観光案内サービスを提供するためには、現在本業務を履行し、実績やノウハウを習得している上記事業者に限られる。</p> <p>以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記事業者との特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号